

生駒市条例第30号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

生駒市長 山下 真

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月生駒市条例第1号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項」を「第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項」に改める。

第2条第4号中「昭和59年4月生駒市条例第5号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条第6号中「ほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは
精神上的障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態
が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の
承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に

回復したこと。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親である者に限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5条第1号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第12条を第23条とする。

第9条の前の見出しを削る。

第11条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条中「第5条」を「第14条」に改め、同条を第22条とする。

第10条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条中「場合には」の次に「、給与条例第9条の規定にかかわらず」を加え、「生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第9条」を「給与条例第13条」に改め、同条を第21条とする。

第9条に見出しとして「（部分休業の承認）」を付し、同条中「、1日を通じて2時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第20条とする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間

から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第 8 条中「第 9 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「部分休業をしよう」を「職員が部分休業により養育しよう」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加え、同条を第 19 条とする。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員

第 6 条の前の見出しを削る。

第 7 条に見出しとして「（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）」を付し、同条第 1 項中「昭和 47 年 10 月生駒市条例第 30 号」の次に「。以下「退職手当条例」という。」を加え、「、第 6 条の 4 第 1 項」を「、退職手当条例第 6 条の 4 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「生駒市職員の退職手当に関する条例」を「退職手当条例」に改め、同条を第 9 条とし、同条の次に次の 9 条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第 10 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員

(4) 定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員

(5) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配

偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親である者に限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。）が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又

は25時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第16条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる

場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第17条 退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第18条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第6条に見出しとして「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」を付し、同条中「の2分の1に相当する期間を」を「を100分の100以下の換算率により換算して得た期間」に改め、同条を第8条とする。

第5条の3の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条第1項中「昭和32年7月生駒市条例第23号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条第2項中「生駒市の一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条を第7条とする。

第5条の2の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第6条とする。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 7 年 3 月生駒市条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項、第 3 項又は前項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定により採用された職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 3 2 時間の範囲内で、任命権者が定める。

第 2 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 1 1 0 号) 第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務 (以下「育児短時間勤務」という。) の承認を受けた職員 (同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。) の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容 (同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。) に従い、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日ま

での5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第3条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条第2項本文中「8日（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日」を「8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限

り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「決定する」を「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の号給に応じた額とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定の適用を受ける者を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間勤務算出率」という。)を、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者の号給に応じた額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付育児短時間勤務算出率」という。)をそれぞれ乗じて得た額とする」に改め、同条第2項中「決定する」を「決定するものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を、任期付育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に任期付育児短時間勤務算出率をそれぞれ乗じて得た額とする」に改め、同条第4項中「決定するものとする」を「決定するものとし、育児短時間勤務

職員の給料月額、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を、任期付育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に任期付育児短時間勤務算出率をそれぞれ乗じて得た額とする」に改め、同条第9項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員となった再任用職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた額に、育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。

第4条の2中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第8条の2第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」の次に「、育児短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員」を加える。

第10条第1項中「支給する」の次に「（育児短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。）」を加える。

第15条第4項中「給料」の次に「（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）」を加える。

第16条第3項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）」を加える。

第 17 条の 2 の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「再任用職員」の次に「及び任期付育児短時間勤務職員」を加える。

第 17 条の 3 中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付育児短時間勤務職員」を加える。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 生駒市職員の退職手当に関する条例 (昭和 47 年 10 月生駒市条例第 30 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は」を「若しくは」に改め、「第 2 項」の次に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 18 条第 1 項」を加える。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 43 年 2 月生駒市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「の一部」の次に「(2 時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加える。

第 23 条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「第 2 項」の次に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の生駒市職員の育児休業等に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) 第 8 条の規定は、育児休業をした職員が平成 19 年 8

月 1 日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

- 3 平成 19 年 7 月 31 日において育児休業をしていた職員が同年 8 月 1 日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第 8 条の規定の適用については、同条中「100 分の 100 以下」とあるのは、「100 分の 100 以下（当該期間のうち平成 19 年 8 月 1 日前の期間については、2 分の 1）」とする。